

松江市告示第 171 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

松江市長 上 定 昭



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 一般社団法人 島根県食品衛生協会
住所又は事務所の所在地 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3F

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入
市医務手数料、県医務手数料、市環境衛生手数料及び県環境衛生手数料

- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 4 月 1 日